

速



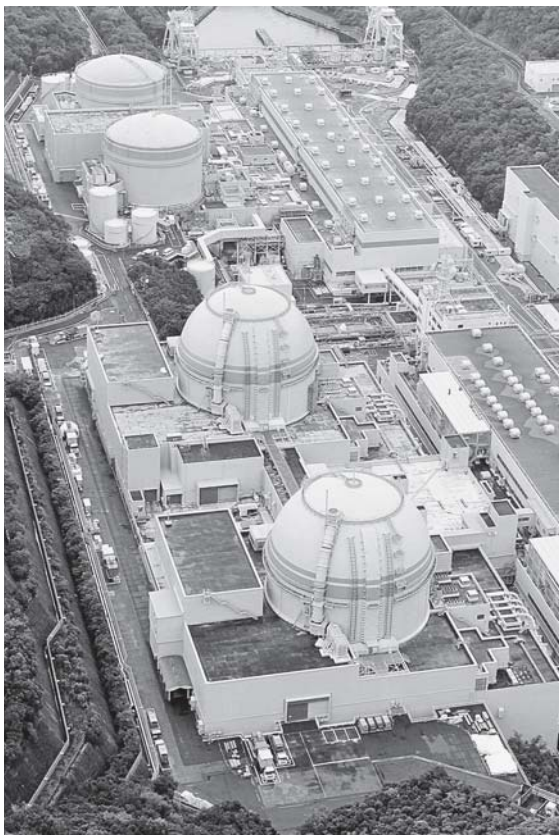
北陸中日新聞

報

大飯原発再稼働認めず

福井地裁 関電に差し止め命じる

東京電力福島第一原発事故後、安全性の保証をせずに大飯原発3、4号機（福井県おおい町）を再稼働させたとして、福井県の住民らが関西電力に運転差し止めを求めた訴訟で、福井地裁（樋口英明裁判長）は二十一日、現在定期検査中の二基を「運転してはならない」と命じ、再稼働を認めない判決を言い渡した。福島事故後、原発の差し止めを認める判決は初めて。運転再開を決定した当時の民主党政権の判断が否定されるとともに、その後、に事実上追認した原子力規制委員会の姿勢も問われる。関電が再稼働を目指し規制委で審査中の二基だけでなく、各原発の審査にも影響を与えそうだ。



関西電力大飯原発（手前から）4号機、3号機、2号機、1号機
=2013年9月15日、福井県おおい町で、本社ヘリ「あさづる」から

原発差し止め訴訟で住民側が勝訴したのは、金沢地裁が二〇〇六年、北陸電力志賀原発2号機（石川県志賀町）の運転停止を命じた判決（名古屋高裁金沢支部で逆転、確定）に次いで二例目。

2014年5月21日発行